

寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

令和3(2021)年4月
寝屋川市

<目次>

内容	頁
1 計画の策定にあたって ◆ Society(ソサエティ)5.0 で実現する社会 ◆ デジタル・トランスフォーメーション(DX)	2
2 国の動向 ◆ 法律・計画等 ◆ 2030年代に期待される社会像	5
3 これまでの本市の取組	7
4 本市の課題 ◆ 本市の総人口・年齢3区分別人口の推移	8
5 本市の DX 推進に向けて	9
6 本市の DX 推進に向けた基本方針	9
7 計画期間 ◆ 関連計画と国・府の情報化計画等の期間	17
8 推進体制	18

1 計画の策定にあたって

少子高齢化の進展による人口減少、労働力の不足が社会課題となっており、国においては、インターネットなど仮想の「サイバー空間」と現実の「フィジカル空間」を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会「Society(ソサエティ)5.0」の実現を目指しています。

現在、デジタル技術は日々急速に進歩しており、AI や自動運転、ドローンなどは人手不足の解消手段として注目を集め、すでに特定の分野や業務に対しての効率化や新しい価値の創出などの効果を生み出しています。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、感染症対策として非接触・非対面を積極的に取り入れた新たな生活様式への移行を図るデジタル技術の活用が求められています。

◆ Society5.0 で実現する社会

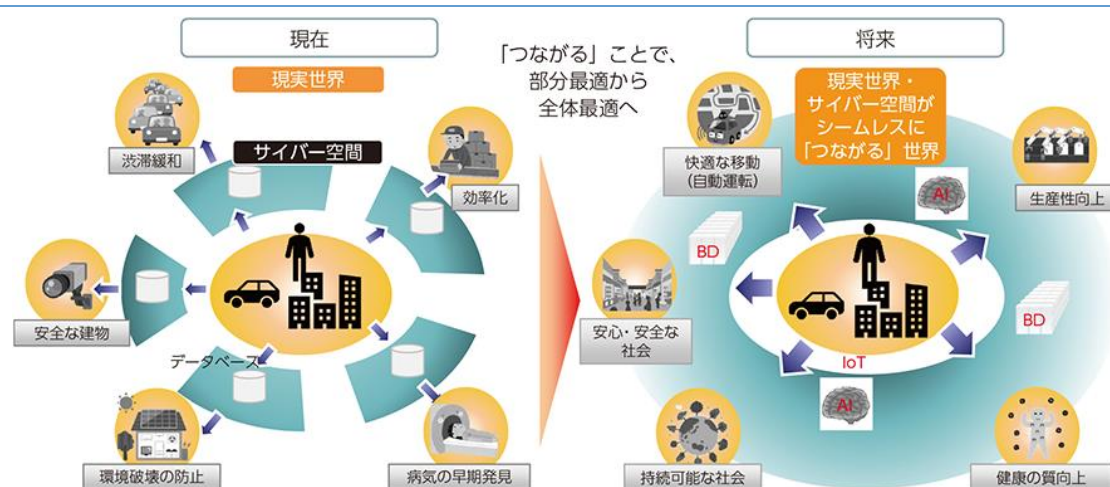


このような状況の中で、令和元年での世帯のスマートフォン保有率は8割を超え^(※1)、移動通信システムは、すでに通信基盤から生活基盤へと変容しており、今後の更なる技術革新で生まれるデジタル技術による社会変容が見込まれています。

本市においても、少子高齢化などが進み、「2つの危機^(※2)」を始めとした地域課題が一層多様化する中において、特に公共施設については、市民の利便性の向上を最優先とした「公共施設・機能・サービス」の再配置、集約化を図り、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約する市民サービスの「ターミナル化」を進めると

ともに、市域全体の活性化と利便性の向上に資する「分散配置施設」の機能強化を図らなければなりません。また、本市の働き方改革、新たな生活様式への対応も踏まえ、デジタル技術を積極的に活用して市民サービスの向上を図ることが急務となっていることから、これまでの「スマート・ねやがわ^(※3)」への取組を更に発展させた「寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション(DX)^(※4)推進計画」(以下「本計画」という。)を策定し、デジタル技術が地域社会へ浸透し、様々なサービスやデータが活用されるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の実現を目指します。

◆ デジタル・トランスフォーメーション(DX) [平成 30 年版情報通信白書(総務省)]



なお、本計画については、「寝屋川市情報化ビジョン」(平成 30(2018)年度から令和4(2022)年度)を統合し、策定するものです。

(※1) 令和2年版 情報通信白書(総務省)。

(※2) 2つの危機とは、本市の人口減少・少子高齢化を背景とした「市民サービスの危機」「公共施設・インフラの危機」をいう。「市民サービスの危機」とは、今後、介護関連のサービスを始め、社会保障関連のコストが大幅に増加し、近い将来、市の経営を圧迫する可能性、そして割合が他市と比べても高いこと、「公共施設・インフラの危機」とは、市内の公共施設の約 85%が築 40 年を経過しつつあり、今後随時、耐用年数を超え、その老朽化対策に多くの財源が必要になることをいう。

(※3) スマート・ねやがわとは、デジタル技術を最大限に活用した行政サービスを展開することをいう。なお、スマート自治体とは「システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」をいう。

(※4) DXとは、デジタル・トランスフォーメーションの略語で、デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語であり、様々なモノやサービスがデジタル化により便利にな

ったり、効率化されたりすることで、デジタル技術が社会に浸透し、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革のことをいう。なお、「Transformation」の「Trans」を「X」と略することから「DX」と表す。

2 国の動向

国においては、「Society5.0」の実現とともに、行政手続のオンライン化^(※5)に係る目標値設定、基本原則等を掲げ、その推進のために押印や規制の見直し等を進めています。また、感染症対策としてもオンライン化を基本として変革を加速しなければならないとし、デジタル技術を徹底活用することで、ソーシャルディスタンスを確保しながら、経済社会活動を維持し、経済が成長可能となるよう「デジタル強靱化社会」の構築を進めることとしています。

(※5)行政手続のオンライン化とは、従来、紙で行っていた手続をインターネットに接続した端末等を通じて行うことをいう。

◆ 法律・計画等

○ 平成 28(2016)年 1 月 「第 5 期科学技術基本計画(平成 28～32 年度)」

インターネットなど仮想の「サイバー空間」と、現実の「フィジカル空間」を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0」の実現を明記。

○ 平成 28 年 12 月 「官民データ活用推進基本法」

行政手続に係るオンライン利用の原則化、官民データ^(※6)活用により得られた情報を根拠とする施策の企画立案、官民データ活用の推進に当たっての情報通信技術の更なる活用、先端技術の活用等を明記。

(※6)官民データとは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)に記録された情報(国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く)であって、国、地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者により、その事務または事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

○ 平成 30(2018)年 1 月 「デジタル・ガバメント実行計画」

国の行政手続の件数の 9 割についてオンライン化を実現予定とし、令和元年 12 月の改訂版では、「地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進」として「行政手続のオンライン化の推進」「業務プロセス、情報システムの標準化の推進」等を明記。

○ 令和元(2019)年5月 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(デジタル手続法)

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則として、「デジタルファースト」(個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する)、「ワンスオンリー」(一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)、コネクテッド・ワンストップ(民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を明記。

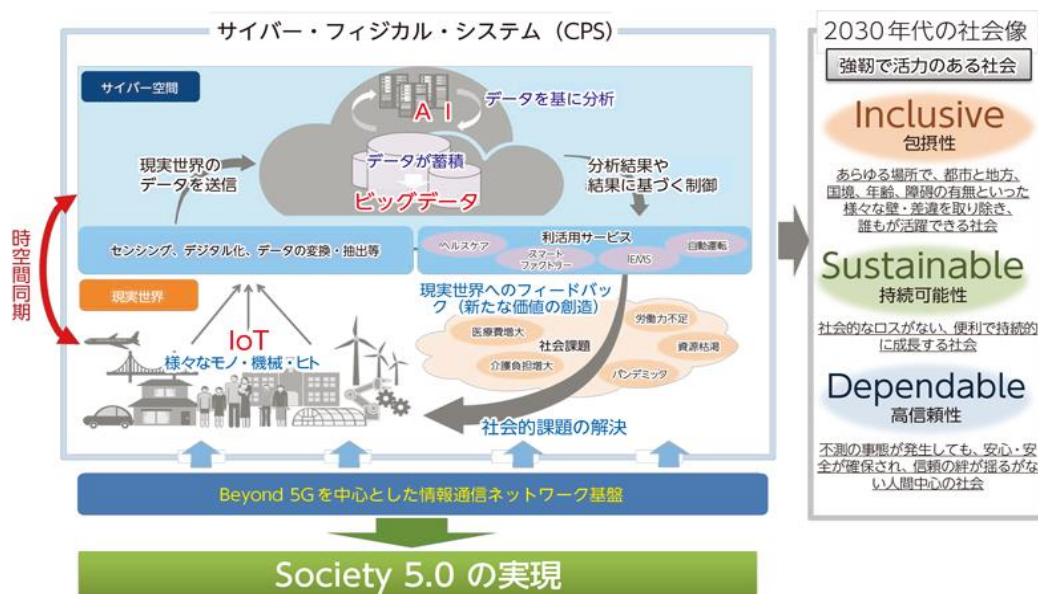
○ 令和2(2020)年7月 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

「行政サービスの100%デジタル化」「行政保有データの100%オープン化」「デジタル改革の基盤整備」や感染症拡大の阻止やデジタル化・オンライン化の障壁となる規制の見直しを進め「デジタル強靱化社会」の実現に向けて、地方公共団体のデジタル化を明記。

○ 令和2年12月 「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」

目指すべきデジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とし、自治体が重点的に取り組むべき内容(情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPA の利用促進、テレワークの推進、セキュリティの対策の徹底)等を明記。

◆ 2030年代に期待される社会像 [令和2年版情報通信白書(総務省)]



3 これまでの本市の取組

本市においては、平成9(1997)年に「情報化ビジョン」を策定して以降、情報化の進展への対応を図るために適宜計画の見直しを行いながら、様々な取組を進めています。

計画等	主な取組
情報化ビジョン (平成9(1997)年3月)	○ オープンデータ (平成 30(2018)年) ○ 会議システム (平成 30 年) ○ 社会教育施設等予約管理システム (平成 30 年) ○ 統合型内部事務(文書管理、財務会計、電子決裁)システム (平成 31(2019)年)
情報化推進計画 (平成 17(2005)年 12 月)	○ オープンデータ (平成 30(2018)年) ○ 会議システム (平成 30 年) ○ 社会教育施設等予約管理システム (平成 30 年) ○ 統合型内部事務(文書管理、財務会計、電子決裁)システム (平成 31(2019)年)
情報化推進方針 (平成 24(2012)年3月)	○ オープンデータ (平成 30(2018)年) ○ 会議システム (平成 30 年) ○ 社会教育施設等予約管理システム (平成 30 年) ○ 統合型内部事務(文書管理、財務会計、電子決裁)システム (平成 31(2019)年)
情報化ビジョン (平成 30(2018)年3月)	○ オープンデータ (平成 30(2018)年) ○ 会議システム (平成 30 年) ○ 社会教育施設等予約管理システム (平成 30 年) ○ 統合型内部事務(文書管理、財務会計、電子決裁)システム (平成 31(2019)年)

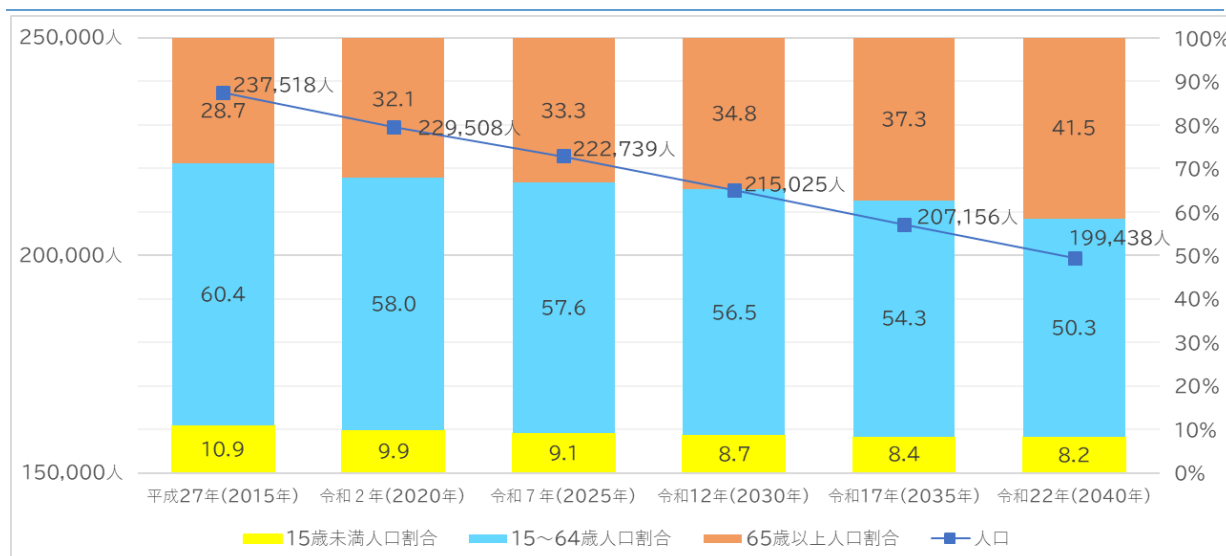
4 本市の課題

本市の人口は、平成 27(2015)年の国勢調査で 237,518 人であり、寝屋川市人口ビジョン(平成28(2016)年2月)では、令和22(2040)年に 199,438 人と推計されています。また、平成30(2018)年の国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口によれば、令和 22 年に本市の 65 歳以上の割合は、平成 27 年に比べて 12.8% 増加、生産年齢である 15 歳から 64 歳の人口は平成 27 年に比べて 10.1%減少すると予測されています。

さらに、高度経済成長期の人口急増期である昭和 40 年代から 60 年代にかけて整備された公共建築物等の多くが、今後、老朽化に伴う更新や大規模改修の時期を迎えることとなります。

これらの事から、人口減少などによる市税収入の減少の一方で、医療や介護等の社会保障関連経費の増加が見込まれ、さらには、公共施設等の更新、改修等に多額の経費が必要となることから、本市の財政環境はより厳しい状況となることが必至であり、今後も安定的な行財政運営を確保し、市民サービスを向上していくためには、組織のダウンサイジングも視野に入れ、デジタル技術の積極的な活用を伴った政策推進が不可欠です。さらに、感染症の拡大防止策を図る非接触環境の整備と新たな生活様式への転換などを行政が先導し、推進していくことが喫緊の課題となっています。

◆本市の総人口・年齢3区分別人口の推移



[人口…平成 27 年は国勢調査、令和2年以降は寝屋川市人口ビジョン]

[年齢3区分別人口比率…平成 27 年は国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口]

5 本市のDX推進に向けて

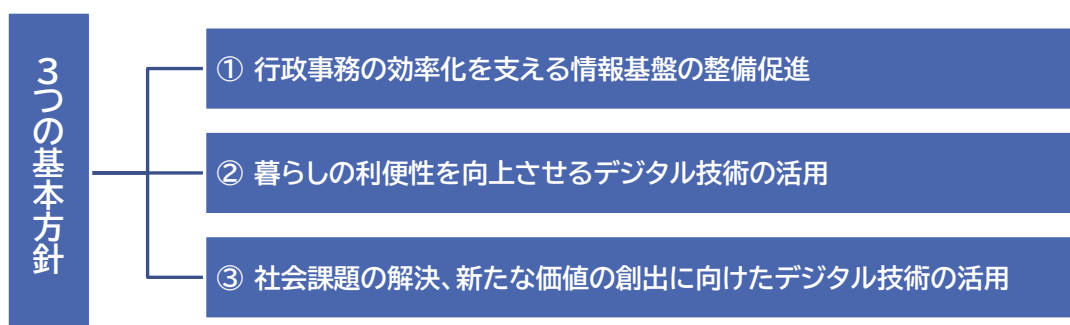
「Society5.0」の実現を目指し、本市が直面する人口減少・少子高齢化や公共施設の老朽化に伴う再配置、集約化、本市の働き方改革などの課題解決に対応するためにはデジタル技術の活用が不可欠です。市民サービスの向上が継続して図られ、多様な世代が利便性を実感できる環境の整備を図り、本市のDXを推進するため、本計画の目指すべき姿を次のとおりとします。

【目指すべき姿】

デジタル技術の活用による進化した「スマート・ねやがわ」の実現

6 本市のDX推進に向けた基本方針

本計画では、本市を取り巻く課題や新たな生活様式への対応を踏まえた積極的な対応を図るため、3つの基本方針を掲げ、課題等に対応するデジタル技術の活用を効果的・効率的に進めます。実施にあたっては、市民を始めとした利用者の視点・業務の効率化の視点を踏まえた業務の見直しを不断に実施します。



アクションプラン

本計画の着実な推進を図るため、本計画の取組に係る内容や目標値等を定めるアクションプランを策定します。

アクションプランについては、庁内横断的な推進体制として設置している検討委員会（寝屋川市DX推進委員会）において、毎年度、進捗管理及び課題改善策を検討し、次年度の内容に反映します。

<本計画とアクションプラン>



① 行政事務の効率化を支える情報基盤の整備促進

少子高齢化の進展による人口減少などにより、税収が減少する一方で社会保障関連経費、公共施設の更新及び改修経費の増加が必至であり、行政事務の効率化はこれまでに比して重要度が一層高まっています。

また、長時間労働の是正が社会課題となる中、本市においても同様に職員の時間外勤務の解消が大きな課題となっており、組織のダウンサイジングを視野に入れ、市民サービスの質を高めながら、その実現を支える情報基盤の整備を計画的かつ効果的に推進します。

<主な取組>

○ 情報システムの標準化・共通化【重点取組】

目標時期を令和7(2025)年度として、国が整備等を進める共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境である「Gov-Cloud(ガバメント・クラウド)」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務^(※7)システムについて、国の標準仕様に準拠したシステムへ移行する必要があります。

<情報システムの標準化・共通化に係る予定スケジュール(国の自治体DX推進計画より一部抜粋)>

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
国	仕様策定・仕様調整				
事業者		開発			
自治体			標準準拠システムへの移行		

本市においては、国が進めるシステムの標準化を見据え、業務の見直し、システム運用

に係る業務連携の精査等を行うための庁内横断的な体制整備を図ったところであり、今後、国の動向を見据え、順次、再構築に向けた取組を進めます。

(※7)17 業務とは、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども・子育て支援をいう。

○業務の省力化、効率化を図るデジタル技術の導入

業務の省力化、効率化には、情報共有が不可欠であり、即時性に優れるとともに汎用性の高いデジタル技術を活用することで費用対効果を高めることが可能となります。

テレワークを見据えたBYOD^(※8)でも利用可能なコミュニケーションツールとしてのビジネスチャットや職員で短期間に簡易な業務システムを作成するソフトウェアの導入等による業務の効率化を進める必要があります。ビジネスチャットにおいては令和2年度に試行導入を行い、職員アンケートの結果では、1人あたりの業務時間で月約 1.4 時間の削減効果となっています。これらデジタル技術の特性を踏まえ、必要に応じて利用に際しての基準等を策定し、働き方改革の効果を検証した上で早期導入を図り、利用を促進します。

(※8) BYOD とは、Bring Your Own Device の略で、個人で所有するパソコンやスマートフォン等の端末を業務に利用することをいう。

○ネットワーク環境の最適化

今後、オンライン化を推進する上で、情報インフラであるネットワーク環境は、庁内外において高速大容量・低遅延であることが求められます。また、本市が取組を進める市民サービスの「ターミナル化」においても、施設間をつなぐネットワークは非常に重要な役割を担うことから、通信環境等の情報インフラの整備を推進します。

○テレワークの推進

感染症の感染拡大期、災害発生時における柔軟で継続性の高い事務処理体制を整備するとともに、在宅による業務を実施できる柔軟な働き方の実現を図るため、テレワークの環境整備を推進します。

本市においては、令和2年度から感染症拡大期における自宅待機の必要性が生じた

際の業務継続体制の確保を目的にBYODを活用したテレワーク環境を構築しており、令和元年度から電子決裁を導入していることで、在宅での決裁事務を可能としています。

○ セキュリティ対策の徹底

本市では、国が示す「三層の対策(マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の分離)」によりセキュリティ対策を実施していますが、インターネット接続系からLGWAN接続系へのデータ移行等による事務負担が生じています。現在、国において「三層の対策」の抜本的な見直しやセキュリティレベルの高い自治体情報セキュリティクラウドへの移行等の検討が進められていることから、国が示す対策に応じてセキュリティポリシーの見直しを行い、適切なセキュリティ対策を実施します。

< 予定スケジュール >

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
情報システムの標準化・共通化(※)	検討	⇒	検討・ 一部移行	⇒	⇒
業務の省略化、効率化を図る デジタル技術の導入	導入・検証	検証・拡充	⇒	⇒	⇒
ネットワーク環境の最適化	運用	検討	更改	運用	⇒
テレワークの推進(※)	検証・拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
セキュリティ対策の徹底(※)	検討	更改	運用	⇒	⇒

(※)国の自治体DX推進計画で定める自治体の重点取組事項。

② 暮らしの利便性を向上させるデジタル技術の活用

現在の行政サービスを維持し、更に充実していくためには、市内外の多くの人から本市が選ばれ、人口の年齢構成のリバランスを図り、まちの持続可能性を高めていく必要があります。

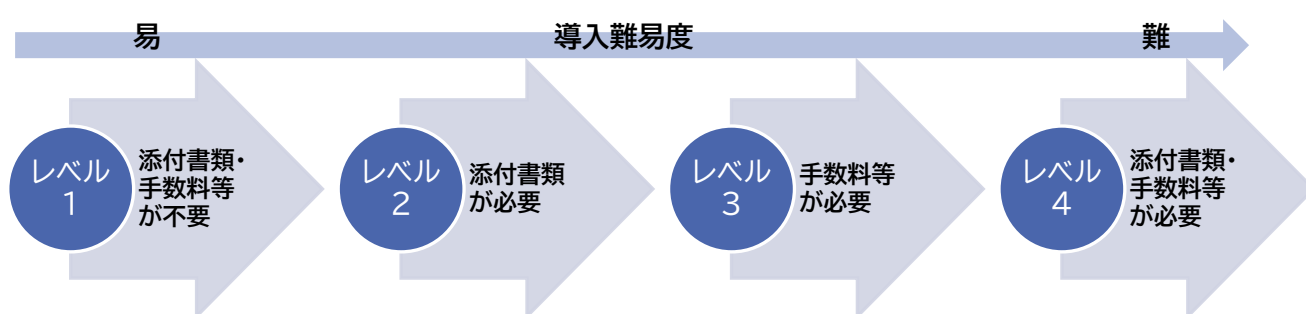
多くの世代が幅広い分野でデジタル技術の活用により利便性の高いサービスを享受できる環境整備を進め、行政手続等に係る「時間と距離の短縮」を図るとともに、年齢構成のリバランスを実現するため、子育て世代に親和性の高いサービスの導入促進を最優先とした取組を推進します。

<主な取組>

○ 行政手続のオンライン化【重点取組】

本市の行政手続は、約 600 種類・年間約 120 万件(令和2(2020)年時点)あり、令和元(2019)年度の電子申請件数は、約 6000 件に留まっています。

行政手続は、その内容に応じて、「添付書類の提出」「手数料の収納」等、要件が異なるため、オンライン化に対する難易度が異なることから本計画ではレベルを4段階に区分し、導入の費用対効果等から目標を設定するものとします。目標値は、本計画と別に定めるアクションプランで設定し、進捗管理を行います。



○ キャッシュレス決済の導入推進

行政手続等におけるキャッシュレス決済は、市民サービスや利便性の向上、感染症拡大防止に係る非接触環境の整備が図られるとともに、現金管理・会計処理等に係る業務の効率化、職員の生産性の向上にもつながることから多様な手段の導入を推進します。

○ マイナンバーカードの普及促進

国においては、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進するとしており、今後、本人確認手法として標準化されることが見込まれることから、スマートフォンやマイナンバーカードを活用した個人認証の環境整備を図ります。

<マイナンバーカードの交付率・目標率等>

	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
国 ※()内は枚数	14.39% (2031万7079枚)	- (4481万枚)	- (8540万枚)	100% (1億2362万枚)
寝屋川市	17.8%	30.5%	70.9%	100%

○子育て世代へのデジタル技術の推進

本市では、感染症の拡大防止に対する学習機会の確保を図るオンライン授業に先進的に取り組んでおり、GIGAスクールで導入した、児童・生徒1人1台端末を、寝屋川方式による教育で積極的に活用します。

年齢構成のリバランスを実現するため、子育て世代に親和性の高いサービスの導入を図るため、20代から40代が利用するインターネット接続端末が、各年代平均でパソコンよりもスマートフォンの方が約20%多い^(※9)ことや、本市が行った「第2回電話によるアンケート調査報告書」(令和2年度実施)で、「子育て相談窓口として、窓口に行かずオンラインでの相談などがあれば利用したい」が約78%であった結果等も踏まえ、スマートフォン等を活用した行政サービスの提供を推進します。

(※9)平成30年版 情報通信白書(総務省)。

○BPR^(※10)の取組の推進(書面・押印・対面の見直し)

行政手続における書面・押印・対面の見直しについては、市民サービスの向上に資するものとして地方公共団体においても積極的に取り組むことが求められています。

本市では、市民等から提出される全ての書類を対象に押印の見直しを行うなど、押印の廃止を進めています。今後、書面・押印・対面の更なる見直しを行うとともに行政手続のオンライン化を積極的に進め、BPRの取組を推進します。

(※10)BPRとは、Business Process Re-engineering の略で、既存の業務内容や業務フロー、組織構造を全面的に見直し、再設計することをいう。

<予定スケジュール>

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
行政手続のオンライン化 ^(※)	検証・拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
キャッシュレス決済の導入推進	検証・拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
マイナンバーカードの普及促進 ^(※)	検討・実施	検証・拡充	⇒	⇒	⇒
子育て世代への デジタル技術の推進	検証・拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
BPRの取組の推進 (書面・押印・対面の見直し)	見直し・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(※)国の自治体DX推進計画で定める自治体の重点取組事項。

③ 社会課題の解決、新たな価値の創出に向けたデジタル技術の活用

少子高齢化の進展による人口減少による労働力不足や感染症拡大防止策を推進する新たな生活様式へ転換を図るため、デジタル技術を活用した課題解決が求められています。今後、更に加速度的に進化が見込まれるデジタル技術の導入に向けた検討を不断に進めるとともに、寝屋川水準の施策立案にあたり、これらの技術の理解や課題の解決に向けて外部人材の活用及び技術を活用できる人材育成を図ります。

<主な取組>

○ 先端のデジタル技術の活用【重点取組】

AI・RPA^(※11)等を始めとしたデジタル技術は、日々急速に進歩しており、その導入により、これまでの事務やサービスを大きく変化させることが予測されます。特にRPAは、これまで職員が行っていた手入力による業務を自動化するものであることから、生産性の向上が図られ、業務によっては大幅な時間の削減が見込まれています。これらの技術は、定型的かつ大量の処理を行う事務に適用することで高い効果が見込まれることから、対象として最適な事務の選定を行い効果的な導入を図ります。

また、自動運転等の先端のデジタル技術が与える行政事務への効果を検討し、大阪府や民間事業者との連携をも視野に入れ、産業、教育、健康・福祉・子育て、防災、都市・交通等のあらゆる分野で活用可能性の調査・研究を進めます。

(※11)RPAとは、Robotic Process Automation の略で、作業を自動化するソフトウェアのことをいう。

○ オープンデータの推進

現在、本市では国の「推奨データセット」に基づき、人口統計、指定避難所、AED設置場所等のデータを公開していますが、データの利活用がDX推進に不可欠であることから、引き続き、国によるオープンデータに係る地方公共団体向けのガイドライン・手引書等も参考にする中で、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に推進します。

○ デジタル技術活用人材の育成

事務の効率化に有効なデジタル技術への職員理解と活用促進を図るため、先端技術や情報セキュリティ等に係る研修を定期的 to 実施します。また、国のデジタル人材の確

保・育成に係る事業等の積極的な活用を検討するとともに、職員のデジタルリテラシー(※12)の向上を図ります。

(※12)デジタルリテラシーとは、デジタル分野における知識、教養、能力をいう。

○ デジタル・デバイド(※13)対策の推進

本市が発信する災害時等の緊急情報を市民が即時に入手するためには、平常時からスマートフォン等で求められる情報を発信し、手軽に受信できる環境が必要となります。本市が行った「シルバー世代アンケート」(令和2年度実施)によれば、メール一斉配信サービス「メールねやがわ」や、本市公式アプリ「もっと寝屋川」について、利用していない理由として「登録方法がよく分からないから」が35.8%となっており、スマートフォン等で行政情報を入手できない要因として、身近に利用方法を相談できる場が少ないことが考えられます。このことから、シルバー世代等に対してアウトリーチ型である「対象者の場所へ出向いて働きかける」ことで相談などを受けることができるよう「デジタル活用支援員(※14)」等の支援事業を推進します。

(※13)デジタル・デバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差をいう。

(※14)デジタル活用支援員とは、シルバー世代等が、身近な場所で身近な人から機器・サービスの利用方法を学べる環境づくりを推進する者をいう。

< 予定スケジュール >

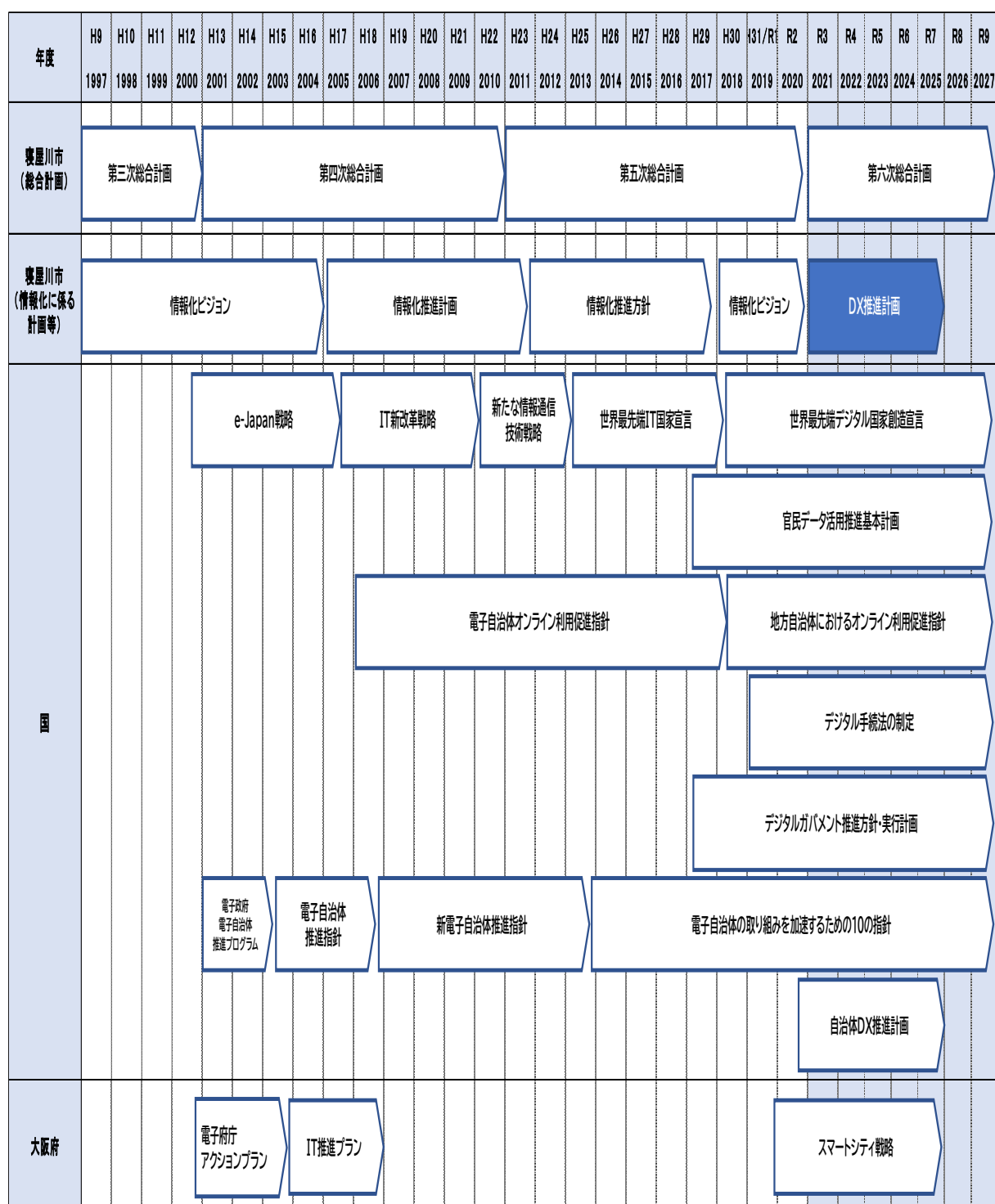
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
先端のデジタル技術の活用(※)	導入	検証・拡充	⇒	⇒	⇒
オープンデータの推進	拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
デジタル技術活用人材の育成	検討・実施	検証・拡充	⇒	⇒	⇒
デジタル・デバイド対策の推進	検討・実施	検証・拡充	⇒	⇒	⇒

(※)国の自治体DX推進計画で定める自治体の重点取組事項(AI・RPA等の利用促進)。

7 計画期間

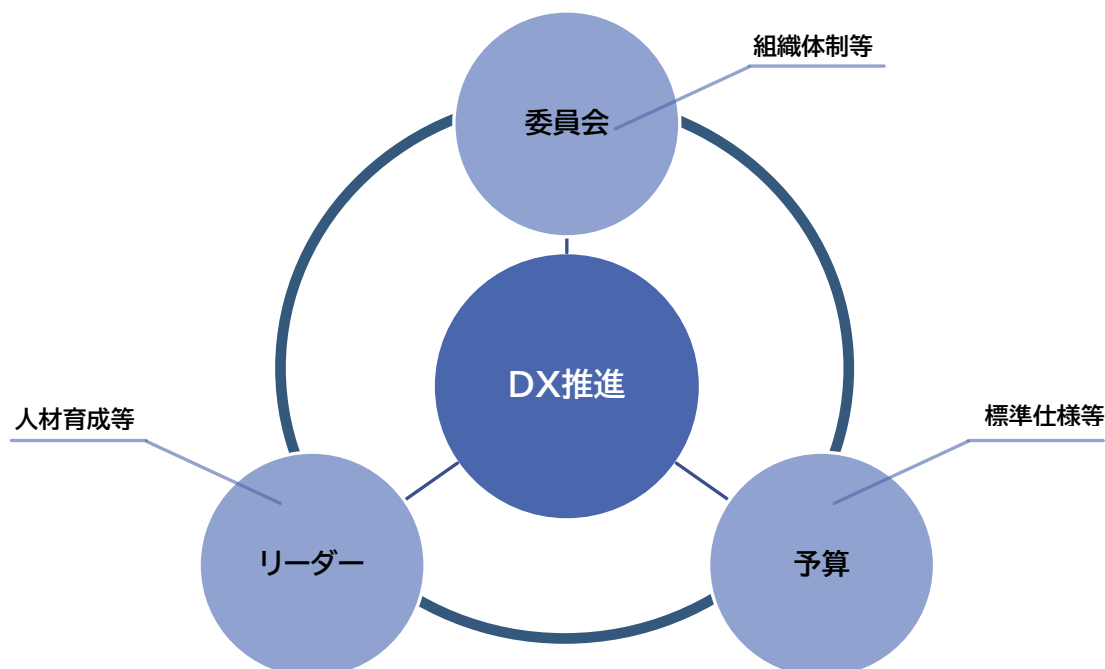
国の「自治体 DX 推進計画」との計画期間に合わせ、令和7年度までの計画とします。
ただし、国の動向等も踏まえ必要に応じて、適宜見直しを図ります。

◆関連計画と国・府の情報化計画等の期間



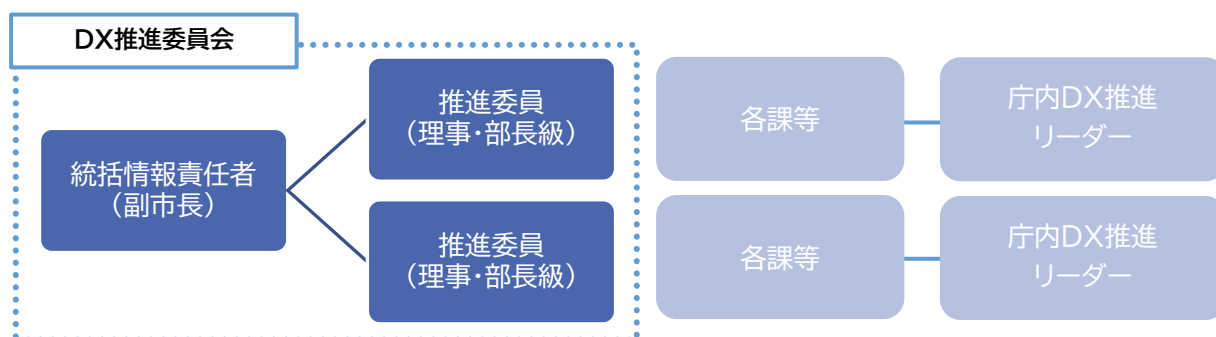
8 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内横断的に取組を進めることが重要であることから、組織体制の構築や取組の進捗管理、コストの適正化を図るための標準仕様等の作成、職員のデジタルリテラシー向上を図ります。



DX推進委員会

本市のDXの推進を図るためには、迅速な意思決定をもって取組を推進する必要があります。そのため、部長級以上の職員で構成する庁内横断的な推進体制として設置している「寝屋川市DX推進委員会」（委員長＝副市長）で、検討・進捗確認等を行い、取組の一層の推進を図ります。



<推進委員の主な役割>

- 本計画に基づく検討・進捗確認
- 各部局の行政手続のオンライン化の推進

- 各部局のデジタル技術の積極的な導入 など

デジタル技術に係る予算

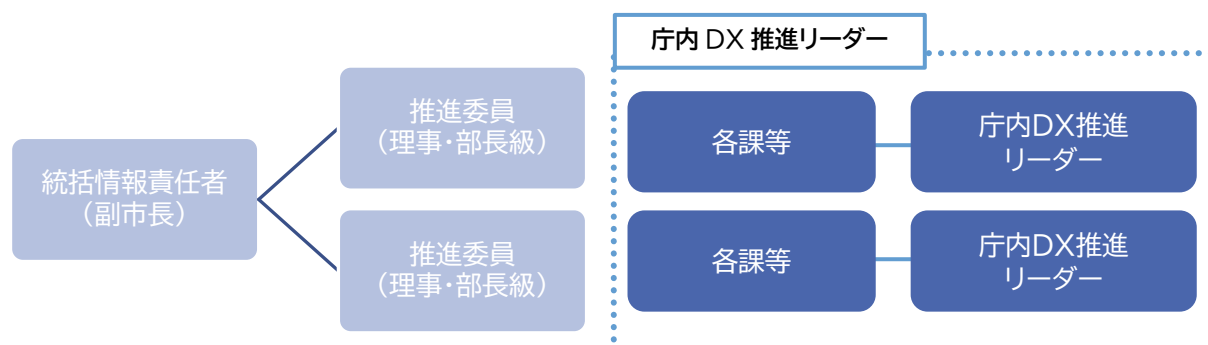
各課等のデジタル技術に係る予算(新規・更改)の精査は、情報化推進部局が一括して行います。精査にあたっては、システム等に係る見積もりの統一様式や調達パソコンの標準仕様等を示し、全庁におけるコストの適正化を図ります。

<コストの適正化への主な取組>

- 各システム等に係る統一見積様式の作成
- 調達パソコンの標準仕様の作成 など

庁内DX推進リーダー

各課等に役職に関わらない「庁内DX推進リーダー」を設置します。庁内DX推進リーダーは、所属長が指名し、本市DX推進に向けた庁内での取組を推進するため、情報化推進部局と連携を図る役割を担います。その役割を果たすためには庁内DX推進リーダーのデジタル技術への一層の理解が必要であることから、研修等を通じてデジタルリテラシー向上を図ります。



<庁内DX推進リーダーの主な役割>

- 庁内DXの推進
- デジタル技術に係る予算の確認
- 情報システム等の運用及び管理 など